

随意契約（相手方指定）調書

|       |                          |         |
|-------|--------------------------|---------|
| 件名    | 賃貸借契約（庁有車 ミニキャブ・ミーブ1032） | 5200658 |
| 履行期限  | 令和 7年 1月31日              |         |
| 契約締結日 | 令和 5年 1月 4日              |         |
| 契約金額  | 968,880円（消費税込み）          |         |

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 契約相手方   | 日本カーソリューションズ（株）東京営業部<br>(法人番号：8010401059346) |  |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。                                   |  |
| 備考      |  |  |

## 業者選定理由書

|             |   |
|-------------|---|
| 件名          | 賃貸借契約（庁有車 ミニキャブ・ミーブ1032）  |
| 指名業者<br>（案） | 名称 日本カーソリューションズ（株）東京営業部<br>所在地 東京都千代田区外神田4丁目14番1号<br>代表者 部長 柴辻 浩行   |
| 特命理由        | <p>本件は、令和5年1月31日にリース期間満了を迎える庁有車について、車両状態が良好なため再リース契約を締結するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、<br/>本件は、リース期間満了後の再リース契約であるため、現行の賃貸借契約の相手方である上記業者以外は、契約締結が不可能である。</p> <p>上記業者は、現行の賃貸借契約において、自動車の保守等についても適切に行っており、履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p> |
| その他<br>特記事項 | 根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号<br>（性質又は目的が競争入札に適さないもの）  |